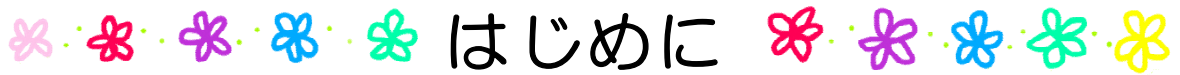


うらうす
こそだてガイド
2026.



うらうす

発行：浦臼町こども家庭センター



浦臼町は令和8(2026)年4月、保健センター内に『浦臼町こども家庭センター』を開設しました。今までの『子育て世代包括支援センター』は廃止となり、これからは『こども家庭センター』として各種事業を実施します。

こども家庭センターってどんなところ？

- ・ 妊産婦やこども、子育て世帯の様々な悩みや困りごとなどの相談に応じ、関係機関と調整して切れ目のない子育て支援を行います。
- ・ 子育てに関する情報をみなさんにお知らせし、必要なサービスを円滑に利用できるよう支援を行います。
- ・ 関係機関とネットワークを構築し、社会資源の開発等を行います。

こども家庭センターでは妊婦さんや赤ちゃんから18歳までのお子さんがあるご家庭向けに、浦臼町が行っている子育て支援内容や助成制度、参加できる事業等をまとめた「**うらうす子育てガイド**」を作成しました。

内容等でわからないことやお気づきの点、ご意見等がありましたら、こども家庭センターへお知らせください。

また、このガイドは発行時点の内容を取りまとめたものとなり、制度改正等により年度途中で内容等が変更になる場合がありますので、制度を利用される場合等は各担当にご確認ください。

令和8年4月

浦臼町こども家庭センター
(福祉課 子育て支援係)

<p>妊娠がわかったら</p> <ul style="list-style-type: none"> ○親子(母子)健康手帳交付 ○妊婦一般健康診査受診票・超音波検査受診票 ○妊婦精密健康診査受診票 ○妊婦のための支援給付金 ○妊婦歯科健診 ○Let's 食つきんぐ(妊婦・離乳食・おやつ教室) ○入院助産制度 	<p>P1 ~ P2</p>
<p>不妊・不育への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般不妊治療費助成 ○特定不妊治療費助成 ○不育症治療費助成 ○北海道の不妊・不育症等に関する相談先 	<p>P3 ~ P4</p>
<p>子どもが生まれたら</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出生届 ○出産祝い金 ○紙おむつ等購入費助成 ○子育て用品リース(ベビー用品レンタル)助成 ○妊婦のための支援給付金 ○新生児聴覚検査費助成 ○未熟児養育医療費助成 ○新生児訪問 ○子どもの医療費助成 ○産婦健康診査費用助成 ○1か月児健康診査費用助成 ○産後ケア事業 ○児童手当 ○乳幼児健診 ○予防接種 ○歯科健診 ○幼児のフッ素塗布 ○ブックスタート ○Let's 食つきんぐ(妊婦・離乳食・おやつ教室) ○親子食つきんぐ ○子育てほっとサロン ○リラクスママ ○乳幼児等健康相談 ○発達相談 ○北海道赤ちゃんのほっとステーション ○どさんこ・子育て特典制度 ○ほっかいどう親子のための相談 LINE 	<p>P5 ~ P15</p>
<p>認定こども園・子育て支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園なかよし ○保育料等の助成 ○子育て支援センターなかよし ○こども誰でも通園制度 ○利用料の助成 	<p>P16 ~ P17</p>
<p>小学生・中学生・高校生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校・中学校 ○児童生徒等就学援助 ○スクールバス ○フッ化物洗口 ○学校給食費助成事業 ○漢字検定・数学(算数)検定・英語検定検定料の助成 ○小学校・中学校の転校手続き ○高等学校通学等支援助成 ○学習用タブレット端末購入費助成 ○子ども広場 ○社会教育・社会体育事業 	<p>P18 ~ P22</p>
<p>ひとり親家庭への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当 ○ひとり親家庭等医療費助成 	<p>P23</p>
<p>発達支援が必要なお子さんへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○重度心身障害者医療費助成 ○特別児童扶養手当 ○障害児福祉手当 ○自立支援医療(育成医療) ○障がい児通所支援 ○ことばの教室・子ども通園センター交通費助成 	<p>P24 ~ P26</p>
<p>親子で楽しめる施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鶴沼公園 ○B&G海洋センター ○ふるさと運動公園 ○農村センター ○郷土史料館 ○公共施設の相互利用 ○多世代交流施設 えみる 	<p>P27 ~ P30</p>
<p>連絡先一覧</p>	<p>P31</p>
<p>浦臼町子育てマップ</p>	<p>P34</p>
<p>ちょこっと(?)コラム</p>	<p>P35</p>

妊娠がわかったら

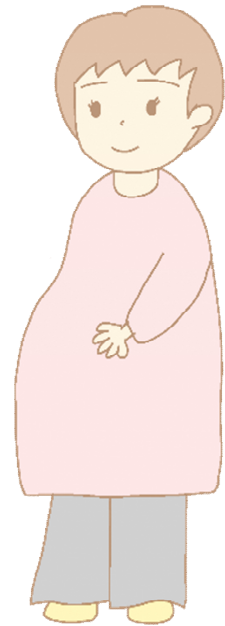
親子(母子)健康手帳交付

妊娠 11 週までを目安に、保健センター(こども家庭センター)にお越しください。

親子(母子)健康手帳と一緒に、母子健康手帳副読本や妊娠・出産に関わるリーフレット等をお渡しします。保健師や栄養士への相談も可能です。

親子(母子)健康手帳は、妊娠中の経過や出産・産後の健康状態、赤ちゃんの健康と成長を記録する大切なものです。健診や予防接種を受けるとき、病院を受診するときは必ず持参して、お子さんの発育を記録してください。お母さんやお父さんのその時々のお気持ちや、赤ちゃんとの出来事をたくさん書き込み、大切に保管しておきましょう。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100



妊婦一般健康診査受診票・超音波検査受診票



「妊婦一般健康診査受診票」「超音波検査受診票」を各 14 回分交付して妊婦健診費用を助成しています。まず、親子(母子)健康手帳交付時に各 3 回分交付し、その後妊娠 20 週、30 週頃に保健師や栄養士が妊娠中の体の変化や、食事・生活のことについてお話を聞かせていただき、残りの受診票を交付します。

妊婦健診は、お母さんとお腹の赤ちゃんが健康で、順調に経過しているかを確認するためのものです。使用時期に合わせて受診票を活用し、定期的を受診しましょう。



問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

妊婦精密健康診査受診票

妊婦一般健康診査時に医師から精密検査が必要と指示があった場合、その精密検査の受診料を助成します。受診券を交付しますので、必要な方は申請をしてください。

なお、助成は 1 度の妊娠につき 1 回です。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

妊婦のための支援給付金

妊婦の方への経済的支援として給付金を支給します。

◇金額 ～ 5 万円

◇申請時期 ～ 妊娠届出時に保健師との面談等を行ったのち、申請をしていただきます。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

妊婦歯科健診

妊娠中は女性ホルモンの影響で口内環境が変化し、歯や歯ぐきの調子が悪くなる場合があります。歯周病があると低体重児および早産のリスクが高くなることが指摘されています。安定期に入ってから、浦臼町歯科診療所で受診しましょう。

◇料 金 ～ 無料（健診の結果、治療が必要となった場合は有料です。）

◇内 容 ～ 診察、歯科指導 妊娠中1回

◇持ち物 ～ 親子(母子)健康手帳、健康保険証

◇場 所 ～ 浦臼町歯科診療所

※ 事前予約が必要です。「妊婦歯科健診である」旨を必ずお伝えください。

※ 乳幼児健診時に保健センターで受診することもできます。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

浦臼町歯科診療所 ☎ 0125-68-2207

Let's 食くっきんぐ（妊婦・離乳食・おやつ教室）

栄養士が考案する、栄養バランスを考えた妊婦食を調理し、みんなで楽しく試食します。情報交換やこれから一緒に出産や子育てをしていく仲間づくりの場にもなります。

◇対 象 ～ 妊婦、就学前のお子さんを持つ保護者

◇料 金 ～ 500 円

◇時 間 ～ 10:00～13:00 ※日程は『親子カレンダー』でご確認ください。

◇持ち物 ～ エプロン、三角巾、上靴、飲み物

◇場 所 ～ 保健センター（こども家庭センター）

※ 事前に申込みが必要です。参加希望の方は下記までご連絡ください。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

入院助産制度

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦を入所させて、助産を行います。妊産婦さんから申込みいただき、空知総合振興局長が認めた場合に、入所し助産を受けることができます。

なお、助産に伴う費用負担は世帯の状況により一部自己負担が生じる場合もありますので、詳しくは空知総合振興局へお問い合わせください。

◇対象となる世帯 ～ ・生活保護を受給している世帯

・当該年度分の市町村民税が非課税の世帯 など

◇申請に必要なもの ～ ・助産施設入所申込書 ・同意書 ・課税証明書

・親子(母子)健康手帳の写し（表紙、分娩予定日がわかるページ、妊娠中の経過がわかるページの3ヵ所の写しが必要です。）

※『助産施設入所申込書』、『同意書』の用紙は保健センターにあります。

◇申込み期限 ～ 助産施設への入所申込みは、原則として入所予定日の30日前までに申請が必要です。入所決定までに時間がかかりますので、早めの申請をおすすめします。



申請・問合せ先：北海道空知総合振興局 保健環境部 社会福祉課
子ども子育て支援室 子ども子育て支援係

☎ 0126-20-0120

岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎4階

不妊・不育への支援



一般不妊治療費助成



一般不妊治療（タイミング法、人工授精、薬物療法、男性不妊治療）を受けている方の経済的負担の軽減を目的に費用の一部助成を行っています。

詳細につきましては担当までお問い合わせください。

◇助成額

- ・一般不妊治療に要した費用に対して1年度につき限度額を20万円とする。
- ・交通費～ひと月につき1日3,000円、10日分を限度とする。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

特定不妊治療費助成



特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けている方の経済的負担の軽減を目的に費用の一部助成を行っています。（先進医療も含まれます。）

詳細につきましては担当までお問い合わせください。

◇助成額

- ・特定不妊治療に要した費用に対して1回の治療※につき限度額を30万円とする。
- ・交通費～ひと月につき1日3,000円、10日分を限度とする。

※1回の治療～採卵準備のための投薬開始から体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程のこと。

以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とする。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

不育症治療費助成

不育症の因子を特定するための検査及び検査結果に基づく治療に要する費用の一部助成を行っています。

「北海道不育症治療費助成事業」の対象となる方は、北海道への申請が優先となります。（申請先は滝川保健所です。）

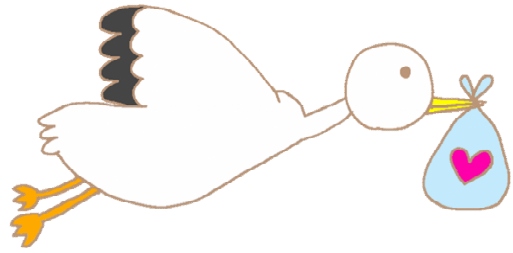
詳細につきましては担当までお問い合わせください。

◇助成額

- ・不育症の検査・治療に要した費用に対して1回の検査・治療につき10万円とする。（北海道不育症治療費助成事業により助成を受けた額を控除し、限度額を10万円とする。）

問合せ先：滝川保健所 健康推進課保健係 ☎ 0125-24-6201
福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

北海道の不妊・不育症等に関する相談先



★不妊専門相談センター ※予約制

旭川医科大学の不妊治療専門医師が具体的に不妊症や不育症に関する診断や治療のこと、不妊治療を受けた方が良いかどうかなど相談者の状況を判断しながら専門的な相談に応じています。

◇相談窓口 ～ 旭川医科大学病院産婦人科（旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号）

◇日 時 ～ 相談日 毎週火曜日 13:00～15:00

◇方 法 ～ 電話で相談日を予約してください。

予約受付 月～金 10:00～16:00 予約専用 ☎ 0166-68-2568

★女性の健康サポートセンター

保健所の保健師が、思春期のからだやこころ、望まない妊娠、不妊・不育、更年期の障害、HTLV-1、母子感染など女性のライフサイクルに応じた様々な悩みや不安に対して、広く相談を受けています。面接は予約制です。

◇日 時 ～ 月～金 8:45～17:30（祝日・年末年始を除く）

◇電 話 ～ 滝川保健所 ☎ 0125-24-6201

◇住 所 ～ 〒073-0023 滝川市緑町2丁目3番31号

memo

子どもが生まれたら

出生届

子どもが生まれたら、生まれた日を含めて14日以内に届出が必要です。

◇申請に必要なもの～ ・出生証明書 ・届出人の印鑑
・親子(母子)健康手帳

◇届出場所～ 生まれた所、届出人の所在地、住所地、父母の本籍地のいずれかの市町村



問合せ先:住民課 住民係 ☎ 0125-68-2112

出産祝い金



出産日の以前から継続して浦臼町内に1年以上住所を有している方(未婚の父母を含む)に子どもが生まれた時に、出産祝い金を交付します。

ただし、町税等を滞納している場合は、交付の対象外となります。

◇金額～ 第1子…10万円 第2子…20万円 第3子以降…30万円

◇申請時期～ 出生届を提出した日から30日以内

◇申請に必要なもの～ ・印鑑
・親子(母子)健康手帳
・振込先の口座番号等がわかるもの

問合せ先:福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

紙おむつ等購入費助成



2歳6か月以下のお子さんのいるご家庭に、1か月につき『紙おむつ4袋+燃やせるゴミのゴミ袋(40リットル)1梱包』と交換できる引換券を交付します。

ただし、町税等を滞納している場合は、交付の対象外となります。

◇申請時期～ 3月、9月、出生時、転入時

◇申請に必要なもの～ ・印鑑
・お子さんの生年月日がわかるもの
(親子(母子)健康手帳など)

◇申請から引換えまでの流れ

- ①保護者が保健センターに申請を行います。
- ②後日、『乳幼児紙おむつ・ゴミ袋引換券』を自宅に郵送します。
- ③保護者が引換券を持参し、引換え指定店で紙おむつ・ごみ袋と交換します。

※引換えは1か月ごとになります。

※2歳6か月になる誕生日分までが交付対象となります。

※おむつの必要がなくなった場合は連絡をください。なお、一度おむつの引き換えをやめた場合は、次の申請時までおむつを引き換えることはできなくなります。

◇紙おむつ等引換え指定店

衣料品の店 おおわき(浦臼町字浦臼内182番地の96(浦臼第4)) ☎ 0125-68-2636



問合せ先:福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

子育て用品リース（ベビー用品レンタル）助成



2歳未満のお子さんのいるご家庭にベビー用品をレンタルします。株式会社ダスキンと提携し、レンタル料金を町が助成します。

ただし、町税等を滞納している場合は、交付の対象外となります。

対象用品	助成金の上限額	リース対象期間
ベビーベッド	5,500円（税別）	24か月
ベビーバス	1,000円（税別）	6か月
ベビースケール	3,800円（税別）	6か月
ベビーラック	7,500円（税別）	24か月
チャイルドシート	6,500円（税別）	24か月

※レンタル期間は6か月ごとの更新となります。

※お子さん1人につきベビー用品のレンタルは、それぞれ1回限りです。

※一度返却した用品を再度レンタルする場合は、助成対象にはなりません。

※リース期間の終了日は、リース対象期間にかかわらず、リース契約満了日又は2歳の誕生日の前日のいずれか早い日とします。

※ベビー用品のカタログは保健センターにあります。

◇申請時期 ～ 随時

◇申請に必要なもの ～ ・印鑑

・お子さんの生年月日がわかるもの
(親子(母子)健康手帳など)

◇指定店 ～ ダスキンレントオール札幌桑園ステーション

住所 〒060-0006 札幌市中央区北6条西18丁目1-18

☎ 011-624-7910 FAX 011-615-7100

◇申請からレンタルまでの流れ

- ①保護者が保健センターに申請を行います。
- ②後日郵送で「決定通知書」が自宅に届きます。
- ③決定通知書を持参、写しを郵送、FAXするかいずれかの方法で指定店と契約を行います。
- ④契約後、子育て用品が自宅へ送付されます。(送料は町で負担します)
- ⑤契約後に「浦臼町子育てリース開始通知書」と契約書の写しを子育て支援係へ提出します。
- ⑥レンタルが終了したら子育て用品を着払いで指定店に送付します。(送料は町で負担します)



問合せ先:福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

妊婦のための支援給付金

出産された方への経済的支援として給付金を支給します。

◇金額 ～ 生まれた子ども1人につき5万円

◇申請時期 ～ 妊娠8か月頃に保健師との面談を行い、出生届を提出したのち新生児訪問時に申請をしていただきます。

※流産・死産の場合も対象となる場合があります。

問合せ先:福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

新生児聴覚検査費助成

浦臼町の住民基本台帳に記録されている新生児の聴覚検査費用を助成します。

◇対象となる検査 ～ 自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）または
耳音響放射検査（OAE）のいずれかの
初回検査分

◇助成額 ～ 全額

◇助成方法 ～ 受診票をお渡ししますので、検査する医療機関へ
提出してください。



問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

未熟児養育医療費助成

満1歳未満の未熟児で、指定養育医療機関の医師が入院治療の必要性を認めた場合、その治療に必要な医療費を公費（国・道・町）で助成します。

◇対象者 ～ 浦臼町に住民登録がされており、次のいずれかの症状に該当する方

①出生時の体重が2,000グラム以下

②生活力が特に弱く、下記の症状がある場合

（ア）一般症状

- ・運動不安、けいれんがある
- ・運動が異常に少ない

（イ）体温が摂氏34度以下

（ウ）呼吸器・循環器系

- ・強度のチアノーゼが持続する、チアノーゼ発作を繰り返す
- ・呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか又は毎分30以下
- ・出血傾向が強い

（エ）消化器系

- ・生後24時間以上排便がない
- ・生後48時間以上嘔吐が持続する
- ・血性吐物、血性便がある

（オ）黄疸

- ・生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸がある

◇申請に必要なもの ～ ・お子さんの健康保険の資格がわかる書類

・印鑑

・療育医療意見書（指定養育医療機関の医師に記入してもらいます）

・保護者の所得課税証明書（その年の1月1日に浦臼町に住民登録がない方）

問合せ先：住民課 住民係 ☎ 0125-68-2112

新生児訪問

赤ちゃんが生まれたら、1か月健診までを目安に保健師が家庭訪問させていただきます。

ご自宅で赤ちゃんの体重測定等を行い、赤ちゃんの成長確認やお母さんの産後の体調確認、育児に関する不安や悩み等のお話も伺います。

また、予防接種のスケジュール等の説明や子育て支援に関する情報提供も行います。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

子どもの医療費助成



浦臼町拡大事業!

お子さんが病気になった場合、病院でかかる医療費を助成するため『乳幼児、児童及び生徒等医療費受給者証』を交付しています。

◇対象者 ~ 医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者で浦臼町に住民登録されている高校生まで（満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで）の方

◇対象とならない方 ~

- ・生活保護を受けている方
- ・児童福祉施設等に入所措置されている方
- ・重度心身障害者医療費受給者証またはひとり親家庭等医療費受給者証を交付されている方

◇申請に必要なもの ~

- ・お子さんの健康保険の資格がわかる書類
- ・印鑑
- ・保護者の所得課税証明書（その年の1月1日に浦臼町に住民登録がない方）

問合せ先：住民課 住民係 ☎ 0125-68-2112

産婦健康診査費用助成

出産後のお母さんの身体の回復状況や気持ちの状態、授乳状況等について確認する産婦健診の費用を助成します。

産後2週間（病院によっては実施していないところもあります。）、産後1か月の「産婦健康診査受診票」を交付します。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

1か月児健康診査費用助成

出生1か月後のお子さんの成育状況について確認する健診の費用を助成します。

「1か月児健康診査受診票」を交付します。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

産後ケア事業

砂川市立病院での産後ケア事業の費用のうち自己負担分と食事代以外を助成します。希望する方は申請が必要ですので、ご連絡ください。

◇内容 宿泊型A ~ 出産後退院するにはまだ育児に不安がある、授乳をもう少し練習してから自宅に戻りたいなど、入院を延長して育児に慣れる時間を設けたい方。

- 1泊2日から4泊5日まで連泊可能。
- 1泊2日 自己負担1泊1,000円+食事代

宿泊型B ~ 出産後4か月までの母子で産後の慣れない育児や休息が取れないなどの理由があり、心身の休息が必要な方。上の子の預かりや宿泊は不可。

- 1泊2日 自己負担1泊1,000円+食事代

通所型（日帰り）～ 出産後1か月から1年以内の乳腺炎等の医療処置のない母乳ケアが必要な方や卒乳などのために乳房ケアが必要な方。（3時間以内の利用となります。）

1回 自己負担500円

通所型（日帰り入院）～ 出産後4か月までの母子で産後の慣れない育児や休息が取れないなどの理由があり、心身の休息が必要な方。

（9:30～15:30の利用となります。）

1回 自己負担500円+食事代

問合せ先:福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

児童手当

高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日）までの児童を養育している方に支給されます。子どもが生まれた時や、他の市区町村から転入したときは、町に「認定請求書」の提出が必要です。ただし、公務員の場合は勤務先での手続きになります。

町の認定を受ければ、原則として申請した日の翌月分の手当から支給されますので、申請はお早めをお願いします。

◇申請に必要なもの～ ・養育者名義の通帳

・マイナンバーのわかるもの

◇支給額（月額）～ ・3歳未満…第1子・第2子 15,000円
第3子以降 30,000円

・3歳～高校生年代…第1子・第2子 10,000円
第3子以降 30,000円

※大学生年代までの子（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）のうち、親等に経済的負担がある場合はカウント対象とします。

◇支給時期～ 原則として、偶数月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

◇現況届（原則不要）～ 現況届の提出が必要な方には通知を送付します。提出がない場合は手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

問合せ先:住民課 住民係 ☎ 0125-68-2112

乳幼児健診

お子さんの健全な成長発達を確認するために、以下の月齢・年齢に合わせて乳幼児健診を行っています。小児科医、歯科医、保健師、栄養士などが様々な相談にのり、保護者の不安軽減に努めます。健診が近くなりましたら対象児の保護者に案内とアンケートを送付します。

◇対象～ 3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、

12～13か月児、1歳6～7か月児、

2歳0～1か月児、3歳0～1か月児

◇内容～ 問診、計測、診察、栄養指導、生活指導、
育児相談（『先生あのね』）、尿検査（3歳児）、
歯科診察、歯科指導、屈折検査（3歳児）、
ブックスタート（9～10か月児）

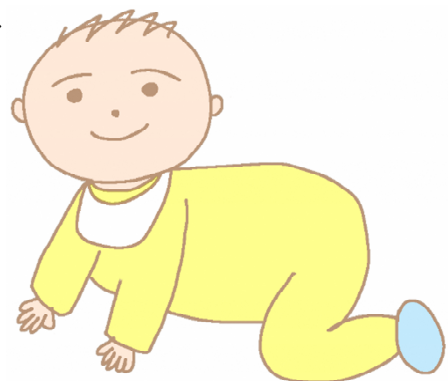
◇時間～ 12:30～

※日程は『親子カレンダー』でご確認ください。

◇持ち物～ 親子（母子）健康手帳、記載したアンケート、尿容器（3歳児）

◇場所～ 保健センター（こども家庭センター）

問合せ先:福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100



予防接種

お子さんを感染症から守るために、様々な予防接種費用の助成を行っています。

定期接種は予防接種法に基づき対象者や接種期間が定められていますので、対象者は予防接種を受けるよう努めなければなりません。お子さんは発育と共に外出の機会が多くなり、感染症にかかる可能性も高くなります。予防接種に対する正しい理解のもと、計画的に実施していくことをお勧めします。スケジュール等でお困りのことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

予防接種はすべて医療機関での個別接種です。各医療機関へ事前に予約し接種してください。

下記の指定医療機関で対象者が予防接種をする場合、接種費用は無料です。ただし、対象年齢を過ぎた場合や指定医療機関以外で接種した場合は、自己負担(有料)となります。

予診票や説明書は、新生児訪問や乳幼児健診の際にお渡しします。その他の予防接種対象者へは、該当する年度の4月に郵送でお知らせします。

また、転入された方は、役場での住所変更の手続きの際に渡される書類(「20歳未満の方、20歳未満のお子様をお持ちの方へ(転入者用)」)に記入のうえ、保健センターへ返送してください。必要な予防接種がありましたら、保健師より連絡をさせていただきます。

◇予防接種指定医療機関は『親子カレンダー』でご確認ください。

※予防接種指定医療機関以外では費用助成を受けることができず、自己負担となります。

◇持ち物 ~ 親子(母子)健康手帳、予診票 など

【季節性インフルエンザ予防接種費用の助成について】

浦臼町では、季節性インフルエンザワクチン予防接種費用の助成を行っています。

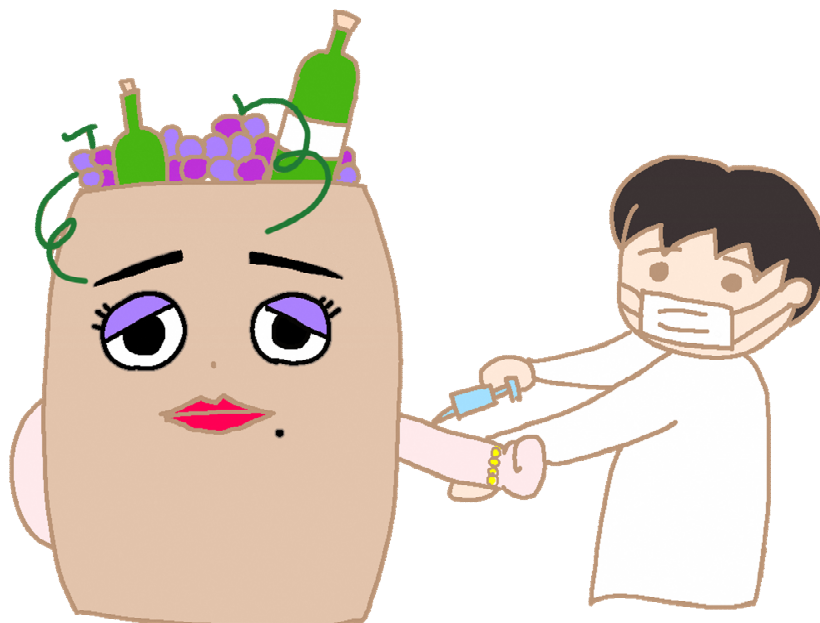
接種できる指定医療機関等の詳細は、10月頃対象者への個別通知にてお知らせします。

◇対象者 ~ 接種日において生後6か月~高校3年生のお子さん、未就学児の保護者、妊婦

◇接種(助成)回数 ~ 生後6か月~小学生 2回
中学生以上 1回

◇料 金 ~ 無料

問合せ先：福祉課 保健指導係・子育て支援係 ☎ 0125-69-2100



歯科健診

1歳6か月児、3歳児と就学前のお子さんの保護者に対して歯科健診費の助成を行っています。

◇料 金 ～ 無料

◇内 容 ～ 1歳6か月児、3歳児…診察、歯科指導、フッ素塗布(希望者)
保護者…診察、歯科指導

◇持ち物 ～ 1歳6か月児、3歳児…親子(母子)健康手帳、健康保険証、
乳幼児、児童及び生徒等医療受給者証 等
保護者…歯科問診票(町から配布されます)、健康保険証

◇場 所 ～ 乳幼児健診時…保健センター(13:00～14:30)
乳幼児健診時以外…浦臼町歯科診療所

※浦臼町歯科診療所で受ける場合は事前予約が必要です。「就学前の子どもの歯科健診」、
「未就学児保護者歯科健診」である旨を必ずお伝えください。

幼児のフッ素塗布

むし歯のない状況を長く保つために、1歳～就学前の希望する幼児に対し無料でフッ素塗布を行っています。前回のフッ素塗布から3か月以上間隔が空いていることを確認し受診しましょう。

◇料 金 ～ 無料

◇内 容 ～ 診察、歯科指導、フッ素塗布

◇持ち物 ～ 親子(母子)健康手帳、健康保険証、乳幼児、児童及び生徒等医療費受給者証

◇場 所 ～ 乳幼児健診時…保健センター(13:00～14:30)
乳幼児健診時以外…浦臼町歯科診療所



【浦臼町歯科診療所】(ふれあいステーション内)

問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100
浦臼町歯科診療所 ☎ 0125-68-2207

※浦臼町歯科診療所で受ける場合は事前予約が必要です。
「幼児のフッ素塗布」である旨を必ずお伝えください。

ブックスタート

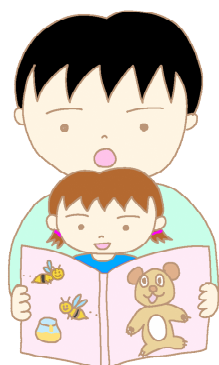
『ブックスタート』とは、肌のぬくもりを感じながらことばと心を通わす、かけがえのないひとときを「絵本」を介して持つことを応援する運動です。

9～10か月健診時に、赤ちゃんにおすすめの絵本などが入ったブックスタートパックをお渡しします。また、お子さんと保護者1組1組にボランティアによる絵本の読み聞かせを行います。

◇日 時 ～ 乳幼児健診実施時(奇数月第3火曜日)

◇場 所 ～ 保健センター(こども家庭センター)

※対象者には、乳幼児健診案内時にお知らせいたします。



問合せ先：教育委員会事務局 社会教育係 ☎ 0125-68-2166
福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

Let's 食くつきんぐ（妊婦・離乳食・おやつ教室）

離乳食の作り方や進め方、子どもに作れる簡単なおやつ等について、栄養士が考案するメニューに基づき調理実習をしながら楽しく学びます。調理実習中は、保育士や保健センター職員等がお子さんを託児します。できあがったものはお子さんと参加者で楽しく試食します。

事前に申込みが必要なため、参加希望の方は下記までご連絡ください。

◇対象 ～ 妊婦・就学前のお子さんを持つ保護者

◇料金 ～ 500円

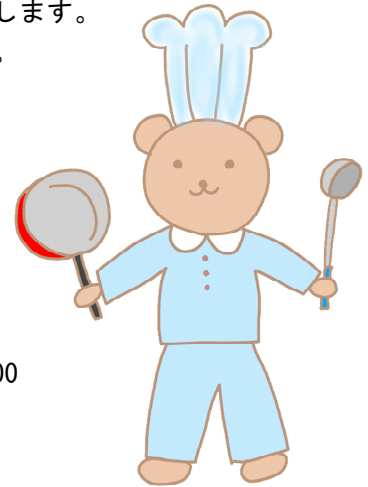
◇時間 ～ 10:00～13:00

※日程は『親子カレンダー』でご確認ください。

◇持ち物 ～ エプロン、三角巾、上靴、飲み物、オムツや着替え 等

◇場所 ～ 保健センター（こども家庭センター）

問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100



親子食くつきんぐ

親子での調理や会食を通して、調理すること、食べることの楽しさを知ってもらいます。

できあがったものはみんなで試食します。対象年齢以外のきょうだいについては、保育士や保健センター職員が託児します。

◇対象 ～ 年少から小学2年生の児童とその親

※対象者がいる世帯には近くなりましたら案内をさせていただきます。

◇料金 ～ 500円

◇時間 ～ 10:00～14:00

※日程は『親子カレンダー』でご確認ください。

◇持ち物 ～ エプロン、三角巾、上靴、飲み物 等

◇場所 ～ 保健センター（こども家庭センター）

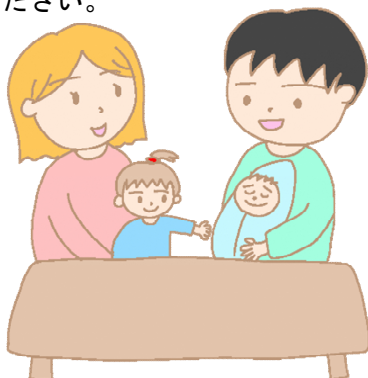
問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100



子育てほっとサロン

高校3年生までのお子さんを育てているお父さん、お母さん、妊婦さんに、自由におしゃべりをしてもらう場です。情報交換や気分転換をしてください。保育士や保健センター職員によるお子さんの託児も行いますので、ぜひお子さんと一緒にお越しください。保護者だけの参加も大歓迎です。

当日は保健師、栄養士がおりますので、普段気になっていることなどがあれば気軽に声をかけてください。



◇料金 ～ 無料

◇時間 ～ 10:00～12:00（時間内出入り自由）

※日程は『親子カレンダー』でご確認ください。

◇持ち物 ～ オムツや着替え 等

◇場所 ～ 保健センター（こども家庭センター）

問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

リラックスママ

日頃、家事や育児で疲れたお母さんの体をほぐすため、エクササイズインストラクターの指導のもと、月に1回ゆるストレッチを行います。小さなお子さんは保育士や保健センター職員が託児を行います。事前に申込みが必要なため、参加希望の方は下記までご連絡ください。

◇対象 ～ 18歳までのお子さんを育てているお母さん

◇料金 ～ 無料

◇時間 ～ 10:00～11:30

※日程は『親子カレンダー』でご確認ください。

◇持ち物 ～ 動きやすい服装、飲み物 等

◇場所 ～ 保健センター（こども家庭センター）



問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

乳幼児等健康相談

高校3年生までのお子さんを育てている保護者や家族の方を対象に、子育ての悩みや疑問・不安、健康や予防接種のこと、離乳食や栄養のことなどについて保健師や栄養士がお話を伺います。

保健センター（こども家庭センター）への来所、電話等での相談が可能です。

◇相談時間 ～ 電話相談…平日の8:30～17:15 FAX・メール…24時間

※FAX・メールの場合は返答が遅れる場合もありますので、ご了承ください。

問合せ先：福祉課 子育て支援係

☎ 0125-69-2100 FAX 0125-68-2289

メール kosodate@town.urausu.lg.jp

発達相談

砂川市にある子ども通園センター（砂川市西8条北4丁目1番1）にて、ことばが遅い、目が合わない、落ち着きがなく一つのことに集中できないなど、ことばや心身の発達や成長に何らかの心配や遅れのあるお子さんおよび保護者に対し、発達に関する相談・検査を行います。

利用を希望する場合は、事前に質問紙の記入が必要ですので、子育て支援係にご連絡ください。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

子ども通園センター ☎ 0125-54-3045

北海道赤ちゃんのほっとステーション

子育て家族が安心して「おむつ替え」と「授乳」ができる場所のことで、北海道が行っている事業です。

浦臼町では保健センター（こども家庭センター）が登録されています。お出かけの際にはお気軽にご利用ください。

◇開設日時 ～ 月曜日から金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15



このステッカーが目印です。

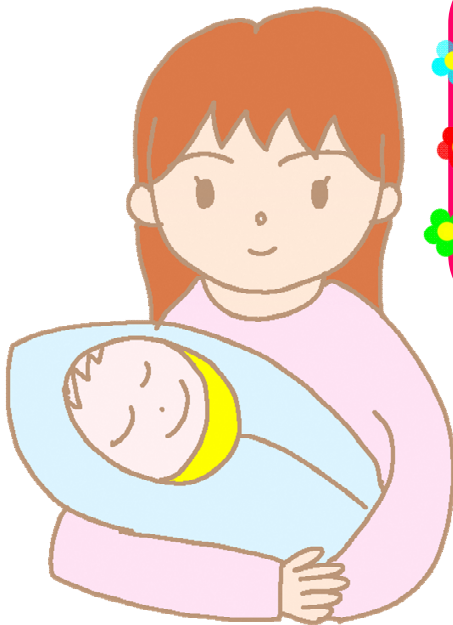


おむつ替えコーナー



授乳室

問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100



お気軽に
ご利用ください！

memo

どさんこ・子育て特典制度

どさんこ・子育て特典制度は、北海道内各地の企業や団体と協力して社会全体で子育て家庭を応援する北海道の取り組みです。妊娠中の方もしくは18歳以下のお子さんの方が買い物や施設などを利用する際に特典カードを提示すると、協賛店舗から割引やプレゼントなどの様々なサービスを受けることができます。特典カードは保健センター（こども家庭センター）で配布しています。サービスは、子育て家庭を応援しようという協賛店舗のご厚意により提供されています。

◇配付対象 ～ 道内にお住まいの妊娠中の方、18歳以下（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どものいる方

◇利用方法 ～ 事前にカードを提示し、サービス利用をお申し出ください。

◇協賛店舗の情報は北海道公式子育て支援サイト「ハグクム」で紹介しています。

また、協賛店舗には協賛ステッカーや卓上のぼりが提示されています。

◇浦臼町での協賛店舗 ～ 衣料品の店 おおわき（一部商品を除き10%引き）

（浦臼町字浦臼内182番地の96（浦臼第4）） ☎ 0125-68-2636



ハグクム HP



北海道は、全国で展開されている「子育て支援パスポート事業」に平成28年から参加しています。どさんこ・子育て特典カードを道外の協賛店舗で利用する場合には、全国共通ロゴマークのある店舗でご利用ください。

※自治体及び店舗によって利用できる範囲が異なる場合がありますので、ご注意ください。



ほっかいどう親子のための相談 LINE

子育ての不安、しつけ、育児、家庭内暴力、いじめ、不登校、ヤングケアラー、家族や家庭の悩みなど、子どもや子育てに関する相談全般や児童虐待に関する相談または児童虐待に繋がるおそれのある相談をLINEで相談できる児童虐待防止のためのSNS相談事業「ほっかいどう親子のための相談LINE」が令和5年2月1日より開始されました。

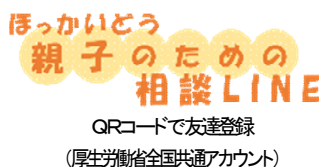
◇LINEアカウント名 ～ 「親子のための相談LINE」（全国共通アカウント）

◇相談受付時間 ～ 平日 9:00～17:00

◇相談対象者 ～ 道内（札幌市を除く）に居住する子ども・保護者等

◇相談利用方法

- ①スマートフォン等から、LINE上の厚生労働省公式アカウント「親子のための相談LINE」を友だち追加する。
- ②居住する都道府県と市町村を登録する。
- ③注意事項と待ち人数を確認し、相談支援システムのリンクを開く。
- ④相談支援システムに利用者情報を入力する。
- ⑤相談内容を送信する。（以下、相談員とチャット形式でやりとり）



こども家庭庁ホームページ
親子のための相談 LINE



認定こども園・子育て支援センター

認定こども園 なかよし

幼稚園の機能と保育所の機能を備えた「幼保連携型認定こども園なかよし」は平成30年4月に開園しました。

住所：浦臼町字ウラウシナイ 183 番地の 355（浦臼第5）

◇概要 ・類型 ～ 公私連携幼保連携型認定こども園

・定員 ～ 45名

・受入年齢 ～ 生後満8か月から小学校就学前まで

*1号認定 4月1日現在満3歳以上で小学校就学前の保育が必要ない子ども

*2号認定 4月1日現在満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労・病気などの理由で保育が必要な子ども

*3号認定 生後8か月～4月1日現在満3歳未満の子どもで、保護者の就労・病気などの理由で保育が必要な子ども

・運営主体 ～ 社会福祉法人 揺籃会

◇入園申込先 ～ 毎年11月に新年度入園の申込みを受けます。現況届の提出時期も同じです。

詳細は広報を参照してください。提出先は福祉課子育て支援係です。

◇一時的保育事業

認定こども園に在園していない生後8か月から就学前のお子さんを持つ保護者がパート就労や疾病、介護、冠婚葬祭、リフレッシュなど家庭での保育に困った時に、一時的にお子さんを預けることができます。利用希望の方は認定こども園へ「登録申請書」を提出し、利用日の予約をします。給食・おやつの準備がありますので、緊急時以外は3日前（土日祝を除く）の朝までに申込みをお願いします。利用料金は町が助成します。



保育料等の助成



◆保育料全額助成

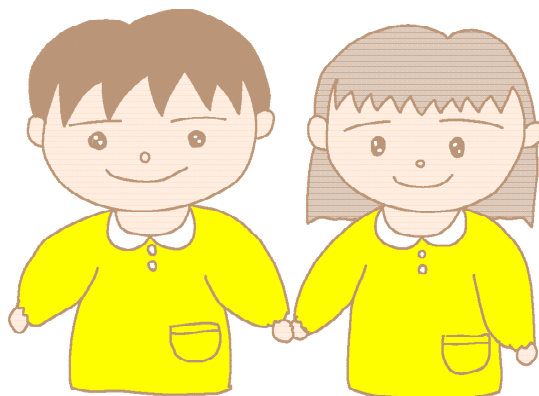
保育料（一時的保育、延長保育等を含む）は子育て支援事業により町が助成します。受領に係る確認書を認定こども園に提出することで助成を受けられます。

◆給食費の無料化

完全給食です。3～5歳児の給食費の利用者分を町が助成しますので、認定こども園からの別途徴収はありません。（0～2歳児の給食費は保育料に含まれています。）

問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

認定こども園なかよし ☎ 0125-74-5750



子育て支援センター なかよし

町内在住の0歳から就学前のお子さんと保護者の方に遊んでいただける認定こども園なかよしに併設されている施設です。

子育て講座、季節の行事、毎月のお誕生会や絵本の読み聞かせなど親子で参加できる行事も行っています。子育て相談も随時受け付けています。



◇開放日時 ~ 月曜日から金曜日 9:30~12:00、13:00~15:30

◇料 金 ~ 無料

◇申 込 み ~ 不要 ※行事によっては申込みが必要な場合があります。

問合せ先：子育て支援センターなかよし ☎ 0125-74-4890

こども誰でも通園制度

令和8年度から生後6か月から満3歳未満で認定こども園や保育所等に在籍していないお子さんを対象に、保護者の就労状況を問わず月10時間を上限に時間単位で利用できる新しい制度です。

浦臼町では「子育て支援センターなかよし」にて実施し、利用するためには事前に町からの認定が必要となります。申請は「つうえんポータル」からオンラインで受け付けます。

こども誰でも通園制度

◇対象となるこども

生後6か月～満3歳未満（3歳になる前々日まで）で、認定こども園・幼稚園・保育園などに在籍していない未就園児

◇利用時間

こども1人につき 月10時間まで（町外の施設を利用する場合も含めます。）

◇利用の流れ

- ・利用する前に、浦臼町から給付認定を受ける必要があります。給付認定申請は「つうえんポータル」からオンラインで申請します。（他市町村の事業所を利用する場合も浦臼町から給付認定を受ける必要があります。）
- ・認定後、子育て支援センターなかよしと事前に面談を行い、面談後から利用可能となります。
- ・面談と利用については、事前にオンライン予約が必要となります。（利用者ログインページからログインして予約します。）
- ・子育て支援センターなかよしでのこども誰でも通園制度は午前は9:30~11:30、午後は13:30~15:30の間で利用することができます。
- ・給食の提供はいたしません。
- ・行事等の都合等で利用できない日もありますのでご注意ください。



つうえんポータル



利用者ログイン

利用料の助成



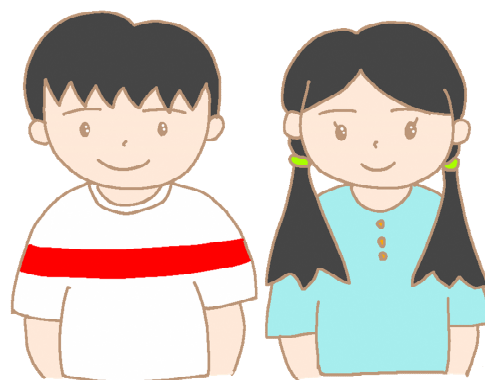
◆利用料全額助成

浦臼町民で子育て支援センターなかよしを利用する場合は子育て支援事業により町が助成します。（利用料以外に係る経費については自己負担となります。）受領に係る確認書を子育て支援センターに提出することで助成を受けられます。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 ☎ 0125-69-2100

子育て支援センターなかよし ☎ 0125-74-4890

小学生・中学生・高校生



小学校・中学校

◇浦臼小学校



住所 浦臼町字ウラウシナイ 183 番地の 4 (浦臼第 5)

☎ 0125-68-2163

◇浦臼中学校



住所 浦臼町字ウラウシナイ 183 番地の 121 (浦臼第 2)

☎ 0125-68-2574

児童生徒等就学援助

経済的理由により就学に必要な経費の負担が困難な浦臼町立の小学校・中学校に在学する児童生徒や入学予定者の保護者に対して、学用品費、学校給食費等の援助を行っています。

◇受けられる援助の内容

学用品費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具 (スキー用具 (小 1・小 4))

新入学時学用品費 (小 1・中 1)、給食費、通学用品費、卒業アルバム代、オンライン通信費 等

※それぞれの項目に限度額があります。(特別支援学級在籍者は半額援助)

※認定された方の給食費については、教育委員会事務局から学校へ直接支払います。

※生活保護を受給されている方は修学旅行費のみの援助になります。

※詳細につきましては担当までお問い合わせください。

問合せ先：教育委員会事務局 学務係 ☎ 0125-68-2166

スクールバス

浦臼小学校及び浦臼中学校へ通学する『鶴沼方面』、『晩生内方面』の児童・生徒は登下校時にスクールバスを利用することができます。

※詳細につきましては学務係までお問い合わせください。

問合せ先：教育委員会事務局 学務係 ☎ 0125-68-2166

フッ化物洗口

浦臼小学校・浦臼中学校と連携し全学年の希望者に対し、フッ化物洗口を行っています。

問合せ先：教育委員会事務局 学務係 ☎ 0125-68-2166



学校給食費助成事業



浦臼小学校、浦臼中学校並びに特別支援学校小学部・中学部に在籍する児童・生徒の学校給食に係る経費の助成を行っています。

◇対象者

- ・浦臼小・中学校に在籍し、町内に住所を有する児童生徒の保護者の方
- ・特別支援学校の小学部・中学部に在籍し、町内に住所を有する児童生徒の保護者の方

◇助成額

- ・給食費の保護者負担額実費分を助成

〔 国や町から学校給食費の全額又は一部について給付を受けている場合は、助成対象額から当該給付額相当する額を控除した額になります。 〕

※区域外通学をしている児童生徒の保護者は助成対象外となります。

※生活保護の方は、生活保護費で給食費を全額扶助されているので申請は不要です。

※就学援助費を受けている方は、就学援助費で全額扶助されているので、申請は不要です。

※特別支援学級に在籍していて、就学援助対象となっている方は、残りの額がこの制度からの助成となりますので申請が必要です。

◇交付申請

【浦臼小・中学校に在籍する児童生徒の保護者の方】

- ・交付申請書を学校長に提出します。助成金は教育委員会事務局から直接学校へ支払いますので、保護者が学校給食費を学校に直接支払うことはありません。
- ・助成を受けるためには年1回申請が必要です。

【特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者の方】

- ・交付申請書等を年度の学校給食終了後に直接教育委員会事務局へ提出します。保護者負担額実費分を教育委員会事務局から直接保護者へ支払います。
 - ・助成を受けるためには年1回申請が必要です。
- ※詳細につきましては担当までお問い合わせください。

問合せ先：教育委員会事務局 学務係 ☎ 0125-68-2166

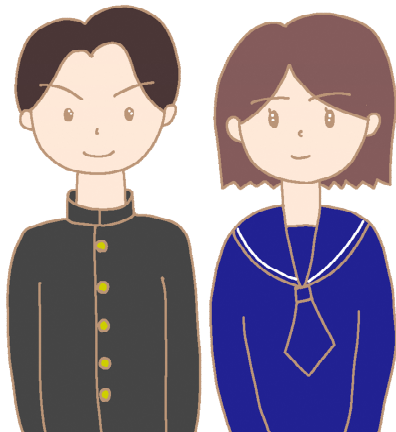
漢字検定・数学(算数)検定・英語検定検定料の助成



教育委員会事務局では、浦臼小学校及び浦臼中学校と連携し、「漢字能力検定」・「数学(算数)検定」・「英語検定」の検定料を助成しています。

検定料の助成は、年度で各検定2回ずつとし、検定料とともに所定の申込書により各学校へお申し込みください。検定料は後日、指定の口座へ振り込みいたします。

※詳細につきましては、各学校へお問い合わせください。



問合せ先：浦臼小学校 ☎ 0125-68-2163

浦臼中学校 ☎ 0125-68-2574

教育委員会事務局 学務係 ☎ 0125-68-2166

小学校・中学校の転校手続き

◇他市町村から浦臼町に転入した場合

役場住民課住民係で住民票の転入手続きを行い、住民異動届の写しと、通っていた学校で交付された書類を持参し、教育委員会事務局学務係で手続きを行ってください。

◇浦臼町から他市町村に転出するとき

現在、通っている学校から転校に必要な書類を交付してもらい、転出先の教育委員会で手続きを行ってください。

問合せ先：教育委員会事務局 学務係 ☎ 0125-68-2166

高等学校通学等支援助成



高等学校等へのバス等による通学及び下宿等に係る経済的な負担の軽減を図るため、通学等をする生徒の保護者に対して、高等学校通学等支援助成金を交付しています。

◇対象者

- ・町内に住所を有し、高等学校に通学等をする生徒の保護者である者
 - ・交付対象者と同一世帯の者が過年度分の町税を滞納していない者
- ※生活保護受給者は対象となりません。

◇助成対象

- ・高等学校等へのバス等による通学に要する公共交通機関の通学定期券購入相当額及び下宿代金
- ※自転車や保護者の送迎で通学している場合も含まれます。

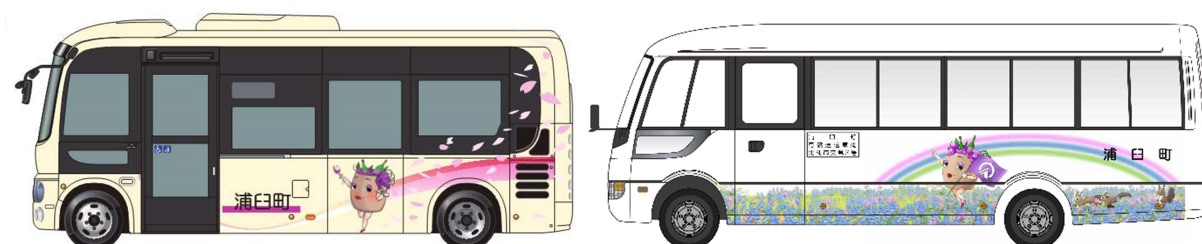
◇助成金の交付額

1か月の助成金交付額は、高等学校等に通学する生徒1人あたり10,000円を上限とし、100円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額になります。

◇申請方法

- ・申請書兼請求書に以下の書類を添付し、教育委員会事務局へ提出してください。
年2回申請が必要になります。
- * 在学証明書（在学証明は年2回（9月・3月）の提出が必要です）
- * 振込先金融機関の預金通帳の写し（申請保護者名義のもの）
- * 保護者と世帯主の印鑑（シャチハタ不可）
- * 下宿者は下宿代を支払った領収書の写し（月額がわかるもの）
※通学費と下宿等代金の両方支払っている場合も、領収書等の写しが必要です。
- * 他の制度より補助金等が支給されている場合は決定通知書等の金額がわかるもの
※詳細につきましては学務係までお問い合わせください。

問合せ先：教育委員会事務局 学務係 ☎ 0125-68-2166



学習用タブレット端末購入費助成



高等学校で必要となる学習用タブレット端末の購入に対する助成金を交付しています。

◇対象者

- ・高等学校からタブレットの支給や貸与を受けず、家庭でタブレットを用意する保護者
- ・町内に住所があり、当該年度に高等学校へ入学した生徒の保護者
- ・交付対象者と同一世帯の者が過年度分の町税を滞納していない者
※生活保護受給者は対象となりません。

◇助成対象

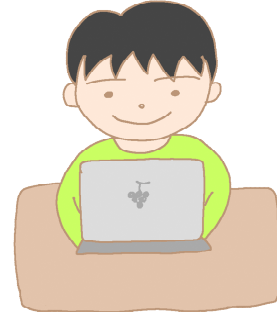
- ・学習用タブレット端末の本体代金

◇助成金の交付額

- ・交付上限額 30,000円／生徒1人（100円未満切り捨て）
- ・生徒1人あたり1回限りの助成です。
- ・他市町や他の制度から助成金が交付されている場合は、その額を除いた残額。

◇申請方法

- ・申請書兼請求書に下記の書類を添付し、教育委員会事務局へ提出してください。
 - *タブレットを購入したことを証明する書類（高等学校からの案内文書、領収書、購入内訳がわかる納品書等）
 - *振込先金融機関の預金通帳の写し（申請保護者名義のもの）
 - *他の制度から補助金等が支給されている場合は、決定通知書の写し等金額がわかるもの



問合せ先：教育委員会事務局 学務係 ☎ 0125-68-2166

子ども広場

子どもたちの安全で安心な自主的活動拠点を設け、地域と連携し子どもたちのスポーツや文化活動などの様々な体験活動、地域住民との学習活動等の取り組みを推進することを目的として事業を実施しています。子どもたちが楽しく安全に過ごせるよう専任スタッフを配置しています。

◇対象者 ～ 浦臼小学校の1年生から6年生

◇料 金 ～ 年間登録料 1人2,000円

※長期休業中（夏・冬・春休み）に参加する方は別途1,000円かかります。

※「登録申込書」を提出し、子ども広場の保険が適用されてからの利用となります。

◇実施日 ～ 通年（ただし、土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く。）

◇実施時間

- ・小学校開設日は、13:00～17:45
- ・小学校の振替休日、長期休業中（夏・冬・春休み）は、8:15～17:45
※事情により実施日、時間を変更することがあります。

◇場 所 ～ 農村センター



問合せ先：教育委員会事務局 社会教育係 ☎ 0125-68-2166

社会教育・社会体育事業

生涯学習の推進のため様々な事業を行っています。詳細につきましては、学校等で配布されるチラシをご覧ください。担当までご連絡ください。

- ◇社会教育事業 ～ ちびっこあつまれバス遠足(幼児)
- 幼児の芸術鑑賞会(幼児)
- 小学生なんでも体験教室(小学生)
- 書き初め展(小・中学生)
- 芸術鑑賞会(小・中学生)
- ジュニアわくわく体験学習(小学生) 等



- ◇社会体育事業 ～ 小学生水泳教室(小学生)
- トランポリン教室(小学生)
- 小学生スキー教室(小学生)
- 子ども達の体力向上教室(小学生) 等



問合せ先：教育委員会事務局 社会教育係 ☎ 0125-68-2166

memo

A large rounded rectangular area with a light blue border, containing ten horizontal lines for writing. Each line is flanked by a small blue dot at both ends.

ひとり親家庭への支援



児童扶養手当

父母の離婚や死別等により父親又は母親のいない家庭や、父親又は母親が重度の障がいの状態にある等の子どもの母、父又は養育者が監護等している場合に手当が支給されます。公的年金の受給状況や所得制限等の支給要件がありますので、詳細につきましては担当までお問い合わせください。

◇支給額

〈例〉○子ども1人の場合（令和8年4月から）

全部支給・・・月額 48,050 円

一部支給・・・月額 48,040 円～11,340 円（所得に応じて決定されます。）

※支給額は公的年金と同様に物価スライドを基本としており、改定が行われることがあります。

◇支給時期

原則として2か月ごと奇数月の支給になります。

問合せ先：住民課 住民係 ☎ 0125-68-2112

ひとり親家庭等医療費助成

浦臼町に住民登録をしていて、健康保険に加入されている方が、次に該当する場合は申請により医療費の助成が受けられます。

◇対象者

- ・ひとり親家庭で20歳未満の子どもを扶養している親と子
- ・両親の死亡・行方不明等の理由で両親以外の方に扶養されている20歳未満の子
- ・所得制限に該当しない方

※18歳～20歳のお子さんにつきましては、大学・専門学校等に在籍している方など条件があります。

※生活保護を受けている方は対象となりません。

※重度心身障害者医療受給者証を交付されている方は対象となりません。

◇助成内容

子ども～入院、通院、歯科、調剤等にかかった健康保険適用分の医療費。

ただし一部負担金（自己負担）等を除きます。

※満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの方の自己負担額は町の助成対象になります。

母又は父～入院及び指定訪問看護にかかった健康保険適用分の医療費。

ただし一部負担金（自己負担）等を除きます。

◇医療費自己負担額

- ・3歳未満及び低所得者（非課税世帯）～初診時一部負担金
- ・一般（課税世帯）～医療費の1割負担

◇申請に必要なもの

- ・親とお子さんの健康保険の資格がわかる書類
- ・印鑑
- ・保護者の所得課税証明書（その年の1月1日に浦臼町に住民登録がない方）

問合せ先：住民課 住民係 ☎ 0125-68-2112

発達支援が必要なお子さんへの支援

身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体不自由(上肢、下肢、体幹、脳原性)、内部障がい(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓)がある方に対して交付されます。等級は障がいの程度により1～6級までの区分があります。

◇申請に必要なもの

- ・ 指定医師の診断書・意見書
- ・ 顔写真(縦4cm×横3cm)
- ・ 印鑑
- ・ マイナンバーのわかるもの

問合せ先：福祉課 介護福祉係 ☎ 0125-69-2100

療育手帳

児童相談所又は心身障害者総合相談所において知的障がいと判定された方に対して交付されます。等級は障がいの程度によりA(最重度・重度)、B(中度・軽度)に分けられます。

◇判定機関

- ・ 18歳未満 ～ 岩見沢児童相談所 ☎ 0126-22-1119
- ・ 18歳以上 ～ 北海道立心身障害者総合相談所 ☎ 011-613-5401

◇申請に必要なもの

- ・ 顔写真(縦4cm×横3cm)
- ・ 印鑑
- ・ マイナンバーのわかるもの

※事前に各相談所での判定が必要になりますので、担当までお問い合わせください。



問合せ先：福祉課 介護福祉係 ☎ 0125-69-2100

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活に制限がある方に対して交付されます。等級は障がいの程度により1～3級までの区分があります。

◇申請に必要なもの

- ・ 指定医師の診断書又は障害年金証書
- ・ 顔写真(縦4cm×横3cm)
- ・ 印鑑
- ・ マイナンバーのわかるもの

問合せ先：福祉課 介護福祉係 ☎ 0125-69-2100

利用できる各種割引・減免等のサービス内容については、

手帳交付時に担当よりご説明します。

重度心身障害者医療費助成

浦臼町に住民登録をしていて、健康保険に加入されている方が、次に該当する場合は申請により医療費の助成が受けられます。

◇対象者

- ・身体障害者手帳 1・2 級または 3 級 (内部障がい) に該当する方
- ・療育手帳 A 判定、重度の知的障がいと判定又は診断された方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当する方
- ・所得制限に該当しない方

※生活保護を受けている方は対象となりません。

◇助成内容

入院、通院、歯科、調剤等にかかった健康保険適用分の医療費。ただし、一部負担金 (自己負担) 等を除きます。

※満 18 歳に達する日 (誕生日の前日) 以後の最初の 3 月 31 日までの方の自己負担額は町の助成対象になります。

◇医療費自己負担額

- ・ 3 歳未満及び低所得者 (非課税世帯) ~ 初診時一部負担金
- ・ 一般 (課税世帯) ~ 医療費の 1 割負担

◇申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳など障がいの程度がわかるもの
- ・健康保険の資格がわかる書類 ・印鑑
- ・所得課税証明書 (その年の 1 月 1 日に浦臼町に住民登録がない方)



問合せ先：住民課 住民係 ☎ 0125-68-2112

特別児童扶養手当

20 歳未満で精神または身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母などが支給を受けられます。

◇支給額 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

- ・ 1 級 ~ 月額 58,450 円
- ・ 2 級 ~ 月額 38,930 円

◇支給時期

原則として、毎年 4 月 (12~3 月分)、8 月 (4~7 月分)、11 月 (8~11 月分) に手当が支払われます。

※手当の支給を受けるためには、認定請求の手続きが必要になります。障がいの程度や所得制限などにより、支給要件に該当しない場合がありますので、詳細につきましてはお問い合わせください。

問合せ先：住民課 住民係 ☎ 0125-68-2112

障害児福祉手当

重度の障がいがあるため、日常生活において常に介護が必要で、在宅で暮らしている 20 歳未満の児童に支給されます。

◇支給額 (令和 8 年 4 月 1 日現在) 月額 16,560 円

※手当の支給を受けるためには、認定請求の手続きが必要になります。障がいの程度や所得制限などにより、支給要件に該当しない場合がありますので、詳細につきましてはお問い合わせください。

問合せ先：福祉課 介護福祉係 ☎ 0125-69-2100

自立支援医療（育成医療）

身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童に対し、医療の給付によって確実な治療効果が期待されるときに給付されます。

※詳細につきましては担当までお問い合わせください。

問合せ先：福祉課 介護福祉係 ☎ 0125-69-2100

障がい児通所支援

身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病で通所による療育が必要なお子さんに対し、サービスの支給決定を行っています。

◇サービスの例

【児童発達支援】

未就学児を対象に、日常生活における基本的な知識・動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

【放課後等デイサービス】

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進します。

【障がい児相談支援】

障がい児がサービスを利用する際に、障がい児支援利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行います。

※サービスの利用や詳細につきましては、担当までお問い合わせください。

問合せ先：福祉課 介護福祉係 ☎ 0125-69-2100

ことばの教室・子ども通園センター交通費助成

砂川市にあることばの教室及び子ども通園センターへ通室（通園）されている方に対し、交通費の助成を行っています。

◇助成額 ～ 対象児童と付添いの保護者等の往復交通費として
通室（通園）1回につき 1,000円

※詳細につきましては、担当までお問い合わせください。



問合せ先：○ことばの教室交通費について
教育委員会事務局 学務係 ☎ 0125-68-2166
○子ども通園センター交通費について
福祉課 介護福祉係 ☎ 0125-69-2100

親子で楽しめる施設等

鶴沼公園

住所：浦臼町字キナウスナイ 188 番地の 306（鶴沼第 2）

◇開園期間 4 月下旬～10 月中旬

- ・キャンプ場
- ・テニスコート
- ・ボート
- ・遊具 など



問合せ先：【期間中】鶴沼公園管理棟 ☎ 0125-67-3109

【期間外】産業課 商工観光係 ☎ 0125-68-2114

B&G 海洋センター

住所：浦臼町字浦臼内 184 番地の 156（浦臼第 7）

【体育館】

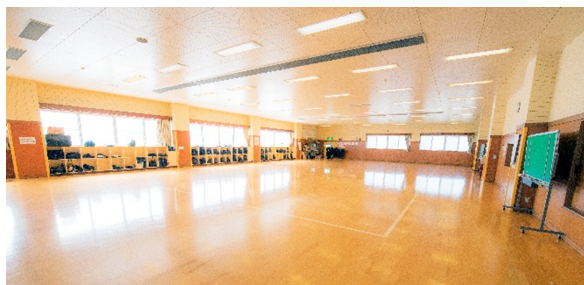
◇使用期間 通年

◇休館日 月曜日、8 月 14 日～8 月 16 日、12 月 31 日～1 月 5 日

◇使用料 中学生以下無料 町内者～1 回 100 円

◇使用時間 平日 8：30～21：00

日曜日・祝日 8：30～17：00



【プール】

◇使用期間 7 月・8 月

◇休館日 月曜日、8 月 14 日～8 月 16 日

◇使用料 中学生以下無料 町内者～1 回 100 円

※幼児用プールを利用する際、同伴の
保護者は無料

◇使用時間 10：00～17：00



問合せ先：B&G 海洋センター ☎ 0125-68-2323

教育委員会事務局 社会教育係 ☎ 0125-68-2166

ふるさと運動公園

住所：浦臼町字浦臼内 184 番地の 70 ほか（浦臼第 7）

【野球場】

- ◇開設期間 5月1日～10月31日
- ◇休館日 月曜日、8月14日～8月16日
- ◇使用料 町内者～1時間 300円
夜間照明～30分間 1,000円
- ◇使用時間 平日 8:30～21:00
日曜日・祝日 8:30～17:00
※予約が必要です



【パークゴルフ（9ホール）】

- ◇開設期間 5月1日～10月31日
- ◇休館日 月曜日
- ◇使用料 無料 ※貸出用具もあります（無料）
- ◇使用時間 平日 8:30～21:00
日曜日・祝日 8:30～17:00



問合せ先：B & G 海洋センター ☎ 0125-68-2323
教育委員会事務局 社会教育係 ☎ 0125-68-2166

農村センター

住所：浦臼町字浦臼内 184 番地の 61（浦臼第 7）

【図書室】

- ◇利用できる方 町内の方、町内に通勤されている方
- ◇開室時間 8:30～17:00
- ◇使用期間 通年
- ◇休室日 土曜日、日曜日、祝日、12月30日～1月5日
- ◇利用料 無料
- ◇利用登録者 本を借りる方は「貸出券」の作成が必要になります。初めてご利用される方は事務局へお越しください。
本は1人6冊まで3週間借りることができます。



問合せ先：教育委員会事務局 社会教育係 ☎ 0125-68-2166

郷土史料館

住所：浦臼町字ウラウシナイ 183 番地の 21（浦臼第 5）

浦臼町開拓当時の貴重な資料や坂本龍馬ゆかりの品々を多数展示しています。

- ◇開館期間 4月26日～10月31日
- ◇開館時間 9：30～16：00
- ◇休館日 月曜日、火曜日（同日が祝日の場合は翌日）
- ◇入館料 無料



問合せ先：【開館日】郷土史料館 ☎ 0125-68-2237

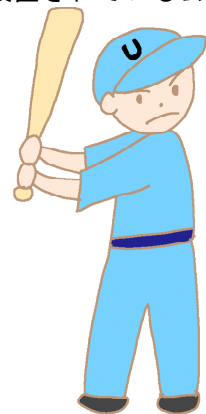
【閉館日・期間外】教育委員会事務局 社会教育係 ☎ 0125-68-2166

公共施設の相互利用

浦臼町は歌志内市、奈井江町、上砂川町と協定を結んでいるため、各市町に設置されている公共施設を町民・市民料金で利用することができます。

◇利用できる施設

- ・浦臼町～郷土史料館、B&G海洋センター（体育館・プール）
ふるさと運動公園（野球場・ゲートボール場・パークゴルフ場）
農村センター（図書室）
- ・歌志内市～市立図書館、市民体育館、郷土館
コミュニティセンターうたみん（旧公民館）
- ・奈井江町～体育館、寿公園（パークゴルフ場・芝サッカー場・サッカー場兼ソフトボール場）
本町公園（野球場・ゲートボール場・テニスコート）、町民プール、文化ホール
社会教育センター（公民館・図書館・郷土館）、陶芸センター
- ・上砂川町～勤労者体育センター、町民センター、ふれあい公園、奥沢パークゴルフ場
町営庭球場



問合せ先：教育委員会事務局 社会教育係 ☎ 0125-68-2166

多世代交流施設 えみる

住所：浦臼町字ウラウスナイ 183 番地の 494（浦臼第 5）

児童や生徒、子育て世代、高齢者等の多世代が自由に集い、交流をする施設です。

◇開館期間 通年

◇開館時間 9:00～21:00

◇休館日 12月31日～1月5日



問合せ先：多世代交流施設えみる ☎ 0125-74-5151

総務課 財政係 ☎ 0125-68-2111

えみるは外に遊具があり
夏には水遊びもできます(^-^)
去年は町民だけではなく
町外からの利用者も多く
とてもにぎわっていました！





連絡先一覧 (令和8年4月1日現在)



【浦臼町の機関】

名称		住所	電話番号	担当業務	
総務課	庶務係	浦臼町役場 〒061-0692 浦臼町字ウラウスナイ 183 番地の 15 (浦臼第5)	0125-68-2111 (代表・直通)	町内会、行政センター利用、ふるさと納税など	
	交通防災係			公共交通、交通安全、防災、防災無線など	
	企画係			総合振興計画、広報、定住化の促進など	
	財政係			町財政全般、町有財産の維持管理、土地開発公社など	
出納室				0125-68-2297 (直通)	公金の収納・支払など
住民課	住民係			0125-68-2112 (直通)	戸籍、住民票、児童手当、医療費、国民年金、生活保護など
	生活係				ごみ処理、犬の登録、蜂の駆除、墓地の維持管理など
	税務係				町税、納税証明、納税相談など
建設課	管理係			0125-68-2113 (直通)	道路、河川、公営住宅など
	技術係				上下水道料金など
産業課	農政係		0125-68-2114 (直通)	農業、畜産、林業、有害鳥獣駆除、加工研究センターの管理など	
	商工観光係			商工、中小企業対策、外灯、公園、観光など	
農業委員会事務局			0125-68-2298 (直通)	農地移動、農業者年金など	
議会事務局			0125-68-2299 (直通)	議会庶務、議会広報など	
福祉課	保健指導係	浦臼町保健センター (浦臼町こども家庭センター) (浦臼町地域包括支援センター) 〒061-0600 浦臼町字ウラウスナイ 183 番地の 27 (浦臼第5)	0125-69-2100 (保健センター) 0125-68-2288 (包括支援センター)	健康相談、各種健(検)診、予防接種など	
	子育て支援係			子育て支援、母子保健、児童福祉、保育など	
	介護福祉係			介護保険、高齢者福祉、障がい福祉など	
教育委員会事務局	学務係	浦臼町農村センター 〒061-0600 浦臼町字浦臼内 184 番地の 61 (浦臼第7)	0125-68-2166 (教育委員会事務局) 0125-67-3760 (農村センター)	小・中学校の手続き、スクールバスなど	
	社会教育係			浦臼町子ども広場、社会教育事業など	

**【認定こども園・子育て支援センター】**

名 称	住 所	電話番号
認定こども園 なかよし	浦臼町字ウラウナイ 183 番地の 355 (浦臼第 5)	0125-74-5750
子育て支援センター なかよし (誰でも通園制度実施施設)	浦臼町字ウラウナイ 183 番地の 355 (浦臼第 5)	0125-74-4890

【小学校・中学校】

名 称	住 所	電話番号
浦臼小学校	浦臼町字ウラウナイ 183 番地の 4 (浦臼第 5)	0125-68-2163
浦臼中学校	浦臼町字ウラウナイ 183 番地の 121 (浦臼第 2)	0125-68-2574

【紙おむつ等引換え指定店】

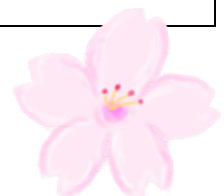
名 称	住 所	電話番号
おおわき	浦臼町字浦臼内 182 番地の 96 (浦臼第 4)	0125-68-2636

【ベビー用品レンタル指定店】

名 称	住 所	電話番号
ダスキンレントオール 札幌桑園ステーション	札幌市中央区北 6 条西 18 丁目 1-18	011-624-7910 (TEL) 011-615-7100 (FAX)

【町内の診療所・歯科医院・薬局】

名 称	住 所	電話番号	備 考
浦臼町立診療所 (小児科、内科、皮膚科)	浦臼町字ウラウナイ 183 番地 の 181 (浦臼第 5)	0125- 68-2101	診療時間 月～金 9:00～12:30 13:30～16:30 (受付 8:30～16:00)
浦臼町歯科診療所	浦臼町字浦臼内 183 番地 の 466 (浦臼第 4)	0125- 68-2207	住民課生活係 (Tel.0125-68-2112) へお問 い合わせください。
ピリカ浦臼薬局	浦臼町字ウラウナイ 183 番地 の 37 (浦臼第 5)	0125- 69-2131	営業時間 月～金 9:00～17:30



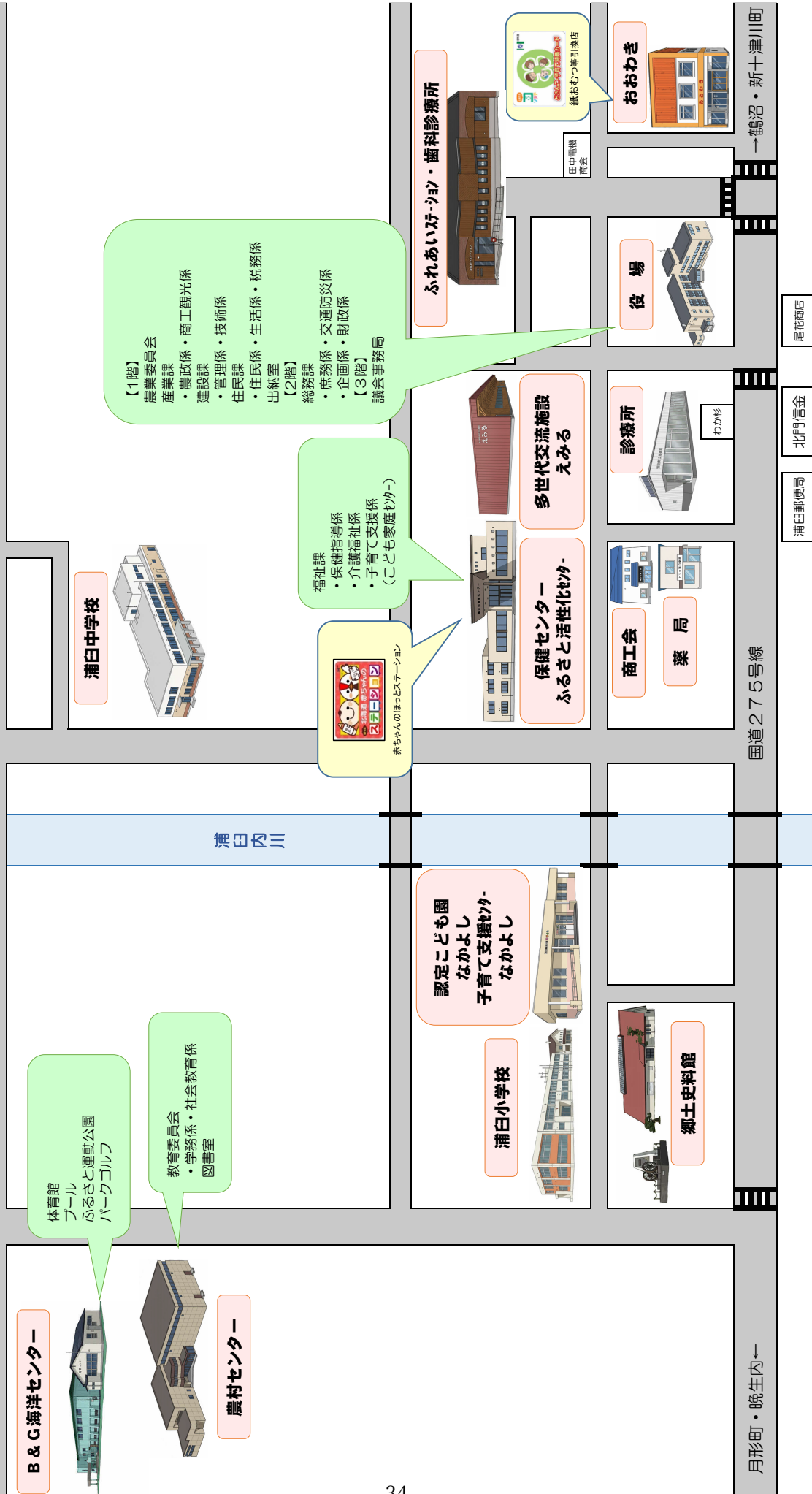
【小児救急・近隣の小児科】

名 称	住 所	電話番号
子どもの急な病気やケガの 場合の相談窓口 (こども医療電話相談)	小児科医師・看護師から、症状に応じた 適切な助言が受けられます 利用時間 毎日 19:00～翌朝 8:00	#8000 または 011-232-1599
浦臼町立診療所 (小児科、内科、皮膚科)	浦臼町字ウラウナイ 183 番地の 181 (浦臼第 5)	0125-68-2101
滝川市立病院	滝川市大町 2 丁目 2 番 34 号	0125-22-4311
砂川市立病院	砂川市西 4 条北 3 丁目 1 番 1 号	0125-54-2131
明円医院	砂川市空知太東 1 条 3 丁目 1-14	0125-53-2100
奈井江町立国民健康保険病院	奈井江町字奈井江 12 番地	0125-65-2221

【その他の相談機関】

名 称	住 所	電話番号	備 考
岩見沢児童相談所	岩見沢市鳩が丘 1 丁目 9 番 16 号	0126-22-1119	
児童相談所 虐待対応ダイヤル	189 番にかけると近くの 児童相談所につながります	189 ※無料 (いちはやく)	虐待かと思った時 などにすぐに通告・ 相談できる
児童相談所 相談専用ダイヤル	近くの児童相談所につながり ます	0120-189-783	子どもの福祉に関す る様々な相談ができ る
光が丘子ども家庭 支援センター (児童家庭センター)	岩見沢市春日町 2 丁目 3 番 7 号	0126-22-4486	親の悩み・子どもの 悩み相談など * 24 時間・365 日相談 可能
24 時間子供 SOS ダイヤル	各教育委員会等によって運営 されている全国共通のダイヤ ルです	0120-0-78310 (なやみいおう)	学校での悩みごとなど
こどもの人権 110 番	法務局職員や人権擁護委員が学校 や家、友だちの悩みなどお話を聞いて、 どうしたらいいか一緒に考えます	0120-007-110	月～金 8:30～17:15

浦臼町子育てマップ



愛着形成と子どもの成長

子育て支援係に配属されてから児童福祉や母子保健に関する研修に参加したのですが、その際によく出るワードが「**愛着**」なんです。

場所や物に対する「愛着」は日頃から聞くのですが、恥ずかしながら、その研修を聞いて「人」に対し「愛着」という言葉を使うことを知りました。

今回はその「愛着」の形成が子どもの成長にどれくらい大切なことなのかを少しだけ。ちょっぴり専門家になった気分です。

心理学における「愛着（アタッチメント）」は、他人や動物などに対して築く特別な情緒的な結びつき、特に幼児期までの子どもと親や保育者との間に形成される関係を中心とした情緒的な結びつきのことを言うそうです。

このような人と人との親密さを「愛着行動」として理論付けたのがイギリスの精神科医であるボウルビィです。ボウルビィは愛着理論の中で、愛着行動の発達段階は4段階であると言います。

第1段階 人物を特定しない働きかけ

この段階は生まれたときから8～12週頃まで続きます。子どもは親などの特定の人物に対してではなく、無差別に周囲の人物に対して興味を持ち働きかける段階となっています。

子どもが周囲の人に対して笑ったり、泣いたり、手を伸ばしたりといった行動が周囲の人を引き寄せる行動が多いです。たくさん抱きしめて、安心感を与えたり、泣いたときにはすぐに対応し信頼関係の基礎を築きます。

第2段階 特定の人物に対する働きかけ

この段階は6か月頃まで続き、親などの特定の人物への反応が強くなります。子どもは人によって異なる反応や振る舞いをするようになります。

また、子どもは自分の笑顔で周りの人が笑顔になる経験を通して、自分の行動が相手に影響を与えることがわかるようになります。子どもの名前を読んで優しく話しかけ、スキンシップを増やすことで絆を深めます。

第3段階 真の愛着形成

この段階になると、子どもが親などの特定の人とその他の人を区別できるようになっていきます。7～8か月からは人見知りや人見知り、見知らぬ人への不安や恐怖が強くなり、警戒するようになります。

子どもが親と離れることを寂しがり「パパー！」「ママー！」と泣いたり、後を追うのは愛着に基づいた行動です。この段階は2～3歳頃まで続きます。

抱っこや声かけで安心させると、子どもは心理的安定が得られます。

また、親などの特定の人物を探索基地にして、興味のあるところへ遊

びに行くようになります。子どもは特定の人への信頼感や安心感をベースにして、少しずつ行動範囲を広げていきます。身近な外の世界へ行くことで好奇心は満たされますが、まだ子どもにとっては完全に安心できる場所ではありません。遊びに行った後は安心を求めて愛着が築かれた人の元に戻る様子が見られます。

第4段階 目標修正的な協調性の形成

この段階では、親などの特定の人物がいなくても、子どもが安心や安全を感じられるようになります。親との愛着を維持できるようになるため、今まで親と離れると大泣きしていた子どもも安心して「バイバイ」と離れられるようになります。

また、自分の気持ちを言葉で伝えられるようになり、親の行動を理解できるようになります。この段階に達するのは早くても2歳、多くは3歳ぐらいとなっています。子どもの気持ちに寄り添い、一緒に考える姿勢を大切にし、自立をサポートしながら愛情をきちんと伝え続けることが大切です。

愛着形成のためには、まず愛着に気づき、子どもが求めたら答えるという「応答的」なふれあいや言葉がけが大切です。

赤ちゃんが泣いたときに声をかけてミルクをあげたり、抱きついてきたときに甘えたい気持ちを受け止めてスキンシップを取ったりというやりとりを続けることで、信頼関係が形成され、次第に愛着形成がなされます。

愛着によって、人を信頼できるようになったり、コミュニケーション能力が高まったり、心理的な安心を得ることができるようになります。

子どもの時に十分に愛着関係が形成されなかった場合、怒りやすい・乱暴・わがまま・いじめをする・おねしょ・爪を噛むといった行動が見られることがあります。また、自尊心が低く、相手の立場になって考えることが苦手であるというのも特徴の1つだそうです。

子どもがすくすくと健康に成長していくためには、愛着を形成することがとても大切です。

乳幼児期だけではなく、お子さんの年齢に合わせたスキンシップを取ってみてください。その日の出来事を話したり、一緒にゲームを試してみたり。

今の時代は両親ともに働く方が多く、仕事などで忙しいとは思いますが、帰ってからも家事をしたり時間がなかなか取れないと思いますが、ちょっとした時間にお子さんとのコミュニケーションを意識して取ってみてください。

また、お子さんが親になる時にこの話を思い出し、親になるお子さんに伝えてみてはいかがでしょうか。お子さんはきっと、お父さんやお母さんから幼い頃にもらった愛情を思い出すことでしょう。

♡ 浦臼町公式LINE ♡

浦臼町では子育て支援に限らず、
イベント情報などを**浦臼町公式**
LINEでお知らせしています！
まだ友だち登録をされていない方
ぜひぜひご登録をお願いします。



登録はこちらから👉

♡ 浦臼町ホームページ ♡

子育て・教育に関する情報をホーム
ページでお知らせしています！



子育て・教育に関するページはこちらから👉

今年度は「愛着」についてを
テーマにちょこっと(?)だけ
コラムを書きました
ぜひ、ご覧ください！
(。ω。)

